

特別養護老人ホーム第二梨ノ木園
(指定介護福祉施設サービス)

重要事項説明書

当施設は、介護保険の指定を受けています。
(三重県指定 第2471200101号)

社会福祉法人 伊賀市社会事業協会

当施設は、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 施設経営法人	2
2. 利用施設	2
3. 居室等の概要	3
4. 職員の配置状況	4
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	5
6. 施設を退園していただく場合（契約の終了について）	8
7. 残置物の引き取り	10
8. 事故発生時の対応について	10
9. 非常災害対策	11
10. 業務継続計画の策定について	11
11. 高齢者虐待防止について	11
12. 身体拘束について	11
13. 感染症予防、まん延の防止の対策について	11
14. 苦情の受付について	11
15. <付属文書>	13

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人伊賀市社会事業協会
(2) 代表者氏名 理事長 藪 内 勝
(3) 法人所在地 三重県伊賀市朝屋739番地の2
(4) 電話番号 0595-21-5545
(5) 設立年月日 昭和23年9月16日

2. 利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
平成12年3月31日三重県第2471200101号
- (2) 施設の目的 介護保険法令の趣旨に従い、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の看護等を行なう事により、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるようにすることを目的とします。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム第二梨ノ木園
- (4) 施設の住所 三重県伊賀市朝屋731番地
- (5) 電話番号 0595-24-3030
- (6) 施設長氏名 大 窪 毅
- (7) 施設の運営方針 ①人間としての尊厳を大切に
②やさしく、温かく、親切な介護
③安全、安心、快適な生活
④福祉文化の創造
⑤地域に開き、地域とともに
上記を基本理念とし、介護支援専門員を中心に利用者お一人おひとりにあった施設サービス計画を作成し、それに基づいた介護サービスを提供します。
- (8) 開設年月日 昭和56年4月1日
- (9) 入所定員 50名
- (10) の構造 鉄筋コンクリート造 3階建
- (11) 建物の延べ床面積 1,775.8㎡
- (12) 併設事業
○短期入所生活介護 定員20名
平成12年3月31日 三重県指定第2471200101号
○介護予防短期入所生活介護 定員 短期入所生活介護を含み20名
平成18年3月31日 三重県指定第2471200101号
○通所介護 定員25名
平成12年3月31日 三重県指定第2471200184号

○伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業

- ・通所型サービス（現行相当サービス）通所介護を含み25名
平成28年10月1日 三重県指定第2471200184号
- ・通所型サービス（緩和サービス）通所介護を含み25名
平成28年11月1日 伊賀市指定第24A1200302号

○居宅介護支援

平成12年3月31日 三重県指定第2471200077号

○通所リハビリテーション 定員10名

平成21年8月1日 三重県指定第2471200721号

○訪問介護

平成18年9月1日 三重県指定第2471200549号

○伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業

- ・訪問型サービス（現行相当サービス）
平成28年10月1日 三重県指定第2471200184号
- ・訪問型サービス（緩和サービス）
平成28年11月1日 伊賀市指定第24A1200286号

○盲養護老人ホーム 定員50名

昭和46年7月1日 開設

○特定施設入居者生活介護

平成19年4月1日 三重県指定第2471200580号

○身体障害者支援施設 定員20名

平成13年5月15日 三重県指定第2411200187号

○特定相談支援

平成26年4月1日 三重県指定第2431200563号

○障害児相談支援

平成28年4月1日 伊賀市指定第2471200077号

（13）施設の周辺環境

伊賀市街を指呼の間に臨む緑豊かな丘陵地にあります。騒音もなく、日当たり良好です。名阪国道、JR、近鉄等、交通アクセスも比較的便利です。

3. 居室等の概要

以下の居室、設備をご用意しています。特に居室の種類に希望がある場合は、その旨お申し出下さい。但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況により希望に添えない場合があります。

居室、設備の種類		室数	備 考
居室合計		25室	ショートステイの居室含む
居室	1人部屋	8室	従来型個室に該当する1人部屋は2室
	2人部屋	3室	
	4人部屋	14室	

食 堂	2 室	
浴 室	2 室	一般浴室（リフト 2 基付） 機械浴室（特殊機械浴槽 2 基）
理髪室	1 室	
医務室	1 室	

4. 職員の配置状況

（１）職員の配置状況（短期入所生活介護事業含む）

職員配置は、指定基準を遵守しています。

職種	配置人員	配置基準	業務内容
施設長	1 名	1 名	全ての業務を統括します。
事務員	2 名		利用料請求や預り金の出納を含む事務処理を行ないます。
介護職員	2 4 名 以上	2 4 名	利用者の日常生活上の介護並びに健康保持の為の相談、助言を行ないます。
看護職員	3 名 以上	2 名	主に利用者の健康管理やリハビリを行ないますが、日常生活上の介護、介助等も行ないます。 夜間も連絡のとれる体制をとり、必要に応じ出勤します。
機能訓練指導員	1 名	1 名	利用者の日常生活における必要な機能訓練を行ないます。
生活相談員	1 名	1 名	利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜、生活支援を行ないます。
介護支援専門員	1 名	1 名	利用者の施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
管理栄養士	1 名	1 名	給食献立の立案及び、利用者お一人おひとりの栄養ケアマネジメントを作成し、栄養管理を行ないます。
栄養士、調理員	6 名		管理栄養士の作成する献立に基づき、調理業務を行ないます。
医師	1 名	1 名	利用者の健康管理及び、療養上の指導を行ないます。 嘱託医師を 1 名配置しています。

*職員数は、上記の配置人数を下回らないものとします。

（２）処遇職員の勤務体制

職 種	勤務体制 （標準的な時間帯における配置人員）	
医 師	毎週水曜日 １２時３０分～１３時２５分	
介護職員 介護支援専門員	早出 ７時～１６時	４名
	早出 ７時３０分～１６時３０分	１名
	早出 ８時～１７時	１名
	日勤 ９時３０分～１８時３０分	６名
	夜勤 １７時～翌１０時	３名
看護職員	日勤 ９時３０分～１８時３０分	２名

＊上記の他、夜間帯に管理宿直者１名を配置しています。

５．当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対し以下のサービスを提供します。

（１）介護保険の給付となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の法令等で定められた負担割合分をご負担いただきます。

<サービスの概要>

①食事介助と栄養管理

- ・管理栄養士が、利用者の身体の状態に応じた栄養ケアマネジメントを作成します。また、栄養並びに嗜好を考慮した献立を作成します。
- ・利用者の自立支援の為、離床して食事を摂っていただく事を原則としています。（食事時間）

朝食：８時より 昼食：１２時より 夕食：１７時３０分より

※食費に関する費用（食材料費、調理にかかる費用）は、原則利用者負担です。

②入浴

- ・入浴又は、清拭を週２回行ないます。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴する事が出来ます。

③排せつ

- ・排せつの自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行ないます。

④機能訓練

- ・利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る為に必要な機能の回復又はその減退を予防するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員等専門職員が健康管理を行ないます。
- ・夜間帯は、看護師は勤務しておりません。夜勤者が担当看護師と連絡を取り、利用者の状態に応じて出勤できる体制を取っています。
- ・終末期ケアについては、利用者やその家族から希望があった場合、終末期ケア指針を説明させていただき、終末期ケアプランを作成いたします。その上で同意いただいた場合に限り、お引き受けいたします。その後も、家族や主治医と連絡を取り、処遇の追加や変更の場合も同様とします。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止の為、出来る限り離床に努めます。
- ・清潔で快適な生活を送り、適切な整容が行なわれるよう努めます。

＜サービスの利用料金＞

通常の利用料金は、別添の料金表のとおりです。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食費 利用料金：１日あたり１，５６０円

但し、介護保険負担限度額認定証を交付されている方：１日あたり１，４４５円

②特別な食事（①以外の食事、酒類を含む。）

利用者の希望に基づいて、特別な食事を提供します。

利用料金： 実費

③居住費：原則、全額が利用者負担となります。

利用料金： １日あたり ９１５円

④理髪：理容師による理髪サービスを利用いただけます。

利用料金： 実費

⑤家電製品の持ち込み

利用者の希望により、テレビ等家電製品の持ち込みをすることができます。ただし、居室に設置可能な範囲とします。

テレビ電気使用料 １日４０円 （上限 月１，０００円）

電気毛布等熱電源類電気使用料 １日２０円 （上限 月５００円）

＊１か月の合計金額の上限は１，０００円とします。

⑥貴重品の管理及び引き渡し

預り金管理サービスを利用していただけます。希望されます方は、預り金管理規定を確認の上、お申し込みください。

〔第二梨ノ木園預り金管理規定の概要〕

・管理する金銭の形態

現金（小口預り金）及び、施設の指定する金融機関の預貯金等。

・お預かりする物

預金通帳と金融機関届出印鑑、年金証書等。

・貴重品（他預り品を含む）の引き渡し

契約終了時に利用料金を精算後、契約者に引き渡すものとします。契約者が死亡又は、意思表示が困難な場合は、契約代理人に引き渡します。契約代理人が同様の場合は、相続人に引き渡すものとします。

利用料金：１か月 １，０００円

⑦レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただく事が出来ます。但し、行事内容については、変更する場合があります。

利用料金： 原材料の実費相当

☆主な行事

毎月	誕生会	誕生日月にプレゼントを贈り、皆でお祝いします。
	一福カフェ	喫茶店の様な雰囲気の中、季節のお菓子等を楽しんでいただきます。
	わくわくドライブ	外食、ショッピング等、楽しんでいただきます。
	お楽しみ会	様々なジャンルの映画等を施設内で楽しんでいただきます。
	ふれあいの時 (音楽療法)	音楽療法士の指導で、聴く、歌う、演奏する事により、運動機能、意欲の向上を図ります。
1月	新年祝賀会	おせち料理をいただき、新年をお祝いします。
2月	節分	施設内で豆まきをします。
3月	楽しく笑運動会	レクリエーション・ゲームをして楽しみます。
	彼岸法要	如来堂にて、先祖の供養をします。
5月	開園記念日	お祝いの記念行事を行ないます。
7月	交流会	市内の保育園児と歌や手遊びで楽しみます。
8月	盆法要	如来堂にて先祖の供養をします。
	夏まつり	レクリエーション・ゲームをして楽しみます。
9月	敬老祝賀会	職員の演芸を楽しんでいただき、長寿をお祝いします。
	彼岸法要	如来堂にて、先祖の供養をします。
11月	往古梨まつり	家族や地域の皆さんと共に、アトラクションや模擬店を楽しみます。
12月	お楽しみ会	皆で一年を振り返ると共に、食事会を行ないます。

⑧複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は、実費を負担いただきます。

利用料金： 1枚あたり 10円

⑨契約書第19条に定める所定の料金

契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合は、その日から実際に居室が明け渡された日までの期間に係る料金は10割負担となります。

※経済情勢の著しい変動、その他やむを得ない事由が生じた場合、相当な額に変更することがあります。ただし、その場合は事前に内容と変更理由についてあらかじめ説明いたします。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)及び、(2)の①、③、⑤、⑧の料金等は、1か月ごとに月末締めで計算し、翌月10日頃に請求させていただきます。同月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(但し、契約が終了する時は、契約終了後7日以内に精算下さい。)他の料金は、利用時に随時お支払い下さい。

ア、窓口での現金支払い

イ、預り金より引き落とし

ウ、指定銀行口座より自動引き落とし

※利用翌月の27日に引き落とし(金融機関が休日の場合は、翌営業日)

エ、当施設指定口座への振り込み

金融機関 百五銀行上野支店

口座番号 普通預金 150170

口座名義 しゃかいふくしほうじん い が し 社会福祉法人伊賀市社会事業協会
りじちょう やぶ うち まさる
 理事長 藪 内 勝

(4) 医療の提供について

サービス提供時に利用者の症状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに嘱託医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

また、利用者の希望により、医療機関において診療や入院治療を受ける事が出来ます。但し、医療機関での優先的な診療、入院治療を保障するものではありません。また、医療機関での診療、入院治療を義務づけるものでもありません。

<医療機関一覧表>

医療機関名	梨ノ木診療所
所在地	三重県伊賀市朝屋2284番地
診療科目	内科、整形外科
医療機関名	伊賀市立上野総合市民病院
所在地	三重県伊賀市四十九町831番地
診療科目	外科、内科、循環器内科、整形外科、婦人科、小児科、麻酔科、放射線科
医療機関名	岡波総合病院
所在地	三重県伊賀市上之庄2711番地の1
診療科目	内科、循環器科、心臓血管外科、糖尿専門外来、婦人科、外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、泌尿器科、皮膚科、小児科、リハビリテーション科、放射線科
医療機関名	清水眼科
所在地	三重県伊賀市上野農人町438番地の3
診療科目	眼科
医療機関名	おかむら歯科
所在地	三重県伊賀市西明寺字有井697番地の1
診療科目	歯科

6. 施設を退園していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用する事が出来ますが、仮にこのような事項に該当する

に至った場合は、当施設との契約は終了し、利用者に退園していただく事になります。

- ①要介護認定により、利用者の心身の状況が自立又は、要支援と判定された場合。
- ②事業者が解散、破産した場合又は、やむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ③施設の滅失や重大な毀損により、利用者へのサービス提供が不可能になった場合。
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は、指定を辞退した場合。
- ⑤利用者からの退園の申し出があった場合。（詳細は以下を参照下さい。）
- ⑥事業者から退園の申し出を行なった場合。（詳細は以下を参照下さい。）

（１）利用者からの退園の申し出（中途契約、契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から当施設への退園を申し出る事が出来ます。その場合には、退園を希望する 7 日前までに、退園届を提出して下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解除し、退園する事が出来ます。

- ①利用料の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③事業者若しくは、サービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合
- ④事業者若しくは、サービス従事者が、守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者若しくは、サービス従事者が、故意又は、過失により利用者の身体、財物、信用等を傷付け又は、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者が、利用者の身体、財物、信用等を傷付けた時、若しくは、傷付ける恐れがある時において、事業者が適切な対応を取らない場合

（２）事業所からの申し出により退園していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退園していただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ない、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者が、サービスの利用料金の支払いを、3 か月以上遅延し、催告にも関わらず支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又は従業者、もしくは他の利用者等の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者が、当該月に外泊などにより 6 日を超えて施設を利用しない場合
- ⑤利用者が、他の施設に入所もしくは入院した場合
- ⑥利用者が、連続して 3 か月以上病院又は診療所などに入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑦利用者又は利用者の家族等からの職員に対する暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為やセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれがあり、その危害の発生または再発生を防止することが著しく困難である場合

※利用者が入院された場合の対応について

- ①当該月 6 日以内（入院日より連続して月をまたぐ場合は最長 12 日）の入院の場合
上記期間内に退院された場合は、再び施設に入園できます。但し、入院期間中であ
っても所定の利用料金をいただきます。

福祉施設外泊時費用の 1 割、2 割又は 3 割及び居住費

- ②①以上 3 か月以内の入院の場合

退院後再び施設に入園することが出来ます。

- ③ 3 か月以内の退院が見込まれない場合、入院期間が 3 か月を経過した場合、契約解
除となります。この場合、再び優先的に入所することは出来ません。

（3）円滑な退園のための援助

利用者が当施設を退園する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状
況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退園のために必要な以下の援助を利用者に対し
て速やかに行ないます。

- ①適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設の紹介
- ②居宅介護支援事業者の紹介
- ③その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

7. 残置物の引き取り

入園契約が終了した後、当園に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き
取れない場合は、契約代理人に連絡のうえ残置物を引き取っていただきます。また、引き
渡しにかかる費用については、利用者又は契約代理人に負担いただきます。

8. 事故発生時の対応について

事業者は、事故の発生・拡大を防止するため、次の各号にあげる必要な措置を講じます。

- （1）事故が発生した場合の対応方法を定めた事故発生防止のための指針の整備。
- （2）事故発生防止のための委員会を設置し、定期的を開催します。また、その内容に
ついては職員に周知します。
- （3）事故発生の防止および発生時の対応に関する措置を適切に実施するための担当者
を配置しています。【担当者：生活相談員 松山敏明】
- （4）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に（ヒヤリハ
ット）、その件について報告し、事故分析、改善内容を職員間で共有します。
- （5）事故が発生した場合は速やかに利用者のご家族、市町村、その他関連機関に連絡
し、必要な措置を講じます。
- （6）事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害
を賠償いたします。但し、その損害の発生について、利用者の故意、又は過失が認め
られる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限
り、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

9. 非常災害対策

共同防火管理協議会において、非常災害に関する具体的計画を別に作成するとともに、
非常災害に備えるため、想定される災害に係る避難訓練、救出その他必要な訓練を実施し

ます。また、訓練の実施にあたり、地域の消防団や住民との連携に努めます。

1 0．業務継続計画の策定について

事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない必要に応じて計画の変更を行ないます

1 1．高齢者虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号にあげる措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施
- (4) 前3号にあげる措置を適切に実施するための担当者の設置

【虐待防止に関する担当者：副園長 藤田修司】

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 2．身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行ないません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、緊急性・非代替性・一時性に留意し、利用者またはご家族等に説明し同意を得た上で必要最小限の範囲内で行う場合があります。その際は、拘束の内容、目的、拘束時間、検討内容等を記録します。

1 3．感染症予防、まん延防止の対策について

事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号にあげる措置を講じます。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための委員会を設置し、指針を作成するとともに、その内容を従業者に周知徹底します。
- (2) 事業所は従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

1 4．苦情の受付について

当施設に対する苦情は、面接、電話、意見箱、書面により苦情受付担当者が受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は、以下の苦情受付担当者でお受けします。

- ・苦情受付担当者 副園長 藤田 修司
- ・苦情解決責任者 園長 大窪 毅
- ・苦情受付時間 午前９時３０分～午後６時３０分
- ・１階玄関に苦情受付箱を設置しています。

（２）第三者委員

当施設では、地域にお住まいの３名の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。

《第三者委員》

名 前	連絡先電話番号
竹 内 佐千子	0595-37-0939
塚 本 初 子	0595-21-3991
石 山 淑 子	0595-21-2766

（３）行政機関その他苦情受付期間

伊賀市介護高齢福祉課	所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間	三重県伊賀市四十九町 3184 番地 0595-26-3939 0595-26-3950 午前8時30分～午後5時15分
三重県国民健康保険 団体連合会 介護保険課苦情処理係	所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間	三重県津市桜橋 2 丁目 96 番地 三重県自治会館内 059-222-4165 059-222-4166 午前9時～午後5時
三重県社会福祉協議会 三重県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間 E-mail	三重県津市桜橋 2 丁目 131 番地 059-224-8111 059-213-1222 午前9時～午後5時 ansin@miewel.or.jp

<重要事項説明書付属文書>

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所に伴ない作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」及び「栄養計画（栄養ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」及び「栄養計画（栄養ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行ないます。

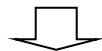
①施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）及び管理栄養士は、それぞれ施設サービス計画及び栄養計画の原案作成や、そのために必要な調査等の業務を担当します。



②担当者は、施設サービス計画及び栄養計画の原案について、利用者又は家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③施設サービス計画及び栄養計画は、12 か月又は 24 か月に 1 回、又は必要に応じカンファレンス会議を開き、変更の必要があるかどうかを確認します。又、利用者及びその家族より計画の変更を求められた場合も同様です。



④施設サービス計画、栄養計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



2. サービス提供における事業者の義務

当施設は、サービス提供にあたり、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態をみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者から聴取、確認のうえサービスを実施します。
- ③利用者が受けている要介護認定の有効期間満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新に必要な援助を行ないます。
- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管します。利用者あるいは代理人が請求した場合には閲覧に応じ、又は複写物を交付します。
- ⑤利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為を行ないません。別紙「第二梨ノ木園身体拘束廃止規程」を参照して下さい。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は守秘義務を有し、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族に関する個人情報等を正当な理由無く第三者に漏らしません。その守秘義務はサービス提供の契約終了後及びサービス従事者又は従業員が退職後も同様とします。

なお、個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報の使用に係る同意書」をご確認ください。

- ⑦事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ⑧天災その他の災害が発生した場合、従業者等は利用者の安全を第一に避難等の適切な措置を講じます。

3. サービス提供における利用者の義務

当施設の利用にあたって、施設に入園されている利用者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

①入園時の健康診断書の提出

共同生活の場として、利用者の健康チェックをさせていただきます。必要があれば感染症の有無等を含む健康診断書を提出していただきます。

②持ち込み制限

入園にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込まないで下さい。

洗面具、衣類（普段着、寝衣、下着等）、タオル、バスタオル、毛布、
タオルケット、上履き、時計、ラジオ

上記以外の持ち込みについては、ご相談ください。

③面会

面会時間 午前9時30分～午後6時30分

（感染症流行時は、面会の中止や人数・面会時間の制限を行なう場合があります）

来訪者は、事前に電話等で面会日時の予約をお願いします。面会時は必ず事務所に面会カードの記入等の受付をお済ませください。

なお、風邪等の感染の恐れのある方の面会及び食中毒防止のため、生もの（活魚、にぎり寿司、生菓子等）の持ち込みはご遠慮ください。

④外出・外泊

外出、外泊される場合は、事前にお申し出下さい。但し、外泊については、当該月で最長6日間とさせていただきます。

⑤食事

食事が不必要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があった場合、食費が免除されます。

⑥施設・設備の使用上の注意

居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用して下さい。故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり汚したりした場合は、利用者の自己負担で現状に服していただくか、相当額をお支払いいただく場合があります。

利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

但し、その場合、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をします。

当施設、敷地内において、宗教活動、政治活動、営利活動等を行なうことはできません。

⑦煙草

当施設では、喫煙スペース以外での喫煙はできません。

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

住 所：三重県伊賀市朝屋 7 3 1 番地
名 称：社会福祉法人 伊賀市社会事業協会
特別養護老人ホーム 第二梨ノ木園
代表者： 園 長 大 窪 毅

説明者： _____ ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契 約 者 住 所： _____

氏 名： _____ ㊞

契約代理人 住 所： _____

氏 名： _____ ㊞

利用者との続柄： _____

<利用者名代筆の場合その理由>

☐利用者は、身体障がいにより自筆できないため

☐利用者は、認知症により自筆できないため

☐その他 (_____)